

七施設は、全国二十「ART」に加盟し、一の不妊治療施設でつ中国地方では広島H A R Tクリニック(広島市中区)が含まれる。

非配偶者間の体外受精

独自の指針を作成

学会は事実上禁止

不妊に悩む夫婦が第三者から精子や卵子の提供を受ける非配偶者間の体外受精に、広島市のクリニックを含む全国七医療施設が本格的に踏み出す。既に今年、夫婦二組に実施し妊娠中。七月に「知人からの提供も認める」とする独自の指針もつくった。非配偶者間の体外受精は日本産科婦人科学会が認めておらず、論議を呼びそつた。

(平井敦子)

JISARTが設けた指針では、精子・卵子の提供について金銭授受を禁止した上で、匿名の提供者が見つけれない場合は親族や友人からの提供も認めるなどとしている。非配偶者間の体外受精について、国の審議会は二〇〇三年、匿名の第三者からの提供に限り容認しつつ、法律など制度が整うまで実施すべきでないとする報告書を出した。日本産科婦人科学会は、審

議会を報告書の趣旨を踏まえ、事実上禁止している。一方、非配偶者間の体外受精を望む夫婦は少なくなく、海外で実施する例も後を絶たない。米カリフォルニア州の治療コーディネーター会社二社だけで、卵子提供を受ける日本人カップルは年間二百組を超すという。JISARTは今年春、加盟する二施設が二組の夫婦に友人などからの卵子提供による体外受精を実施したのを機に、共通の指針をつくり本格実施施設を選んだ。JISART理事長で広島HARTクリニックの高橋克彦院長は「ニーズがあるにもかかわらず、制度づくりの議論が止まり、患者を見守るよう要請も日本産科婦人科学会の星合英倫委員長(近畿大医学部教授)の話、学会の倫理規定に明確に違反している、再度要請する。

は放置されている。一定のルールを決めて、オープンに実施するべきだ」と話している。国内では、長野県の諏訪マタニティクリニックの根津八紘院長が一九九八年、非配偶者間の体外受精の実施を公表。学会を一時除名されたがその後も続け、昨年夏までに百二十四人が生まれたとしている。

広島など7施設実施へ



8月4日(月)

発行所
広島市中区土橋町7番1号
〒730-8677

中国新聞社

電話(082)236-2111(受付案内台)
郵便振替口座 01370-0-57

ホームページ
<http://www.chugoku-np.co.jp/>

切れ味がかくし味
フードスライサーはエムラ

EMURA

TEL 082 (092) 0380
<http://www.emura.co.jp>

モニター会員の方は
社会面の広告を
ごらんください。

目印は
これ!

携帯電話から
<http://medama.net>